

|                                                                                                                    |                    |         |                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|---------|-----------------|
| 判決年月日                                                                                                              | 平成 2 2 年 1 月 2 7 日 | 担当<br>部 | 知的財産高等裁判所 第 4 部 |
| 事 件 番 号                                                                                                            | 平成21年（行ケ）10270号    |         |                 |
| ○「BOUTIQUE 9」の文字を標準文字で表し，指定商品を第 1 4 類「宝飾品，身飾品」，第 1 8 類「ハンドバッグ」及び第 2 5 類「帽子，その他の被服，履物」等とする商標は，商標法 3 条 1 項 6 号に該当する。 |                    |         |                 |

（関連条文）商標法 3 条 1 項 6 号

原告は，「BOUTIQUE 9」の文字を標準文字で表し（以下「本願商標」という。），指定商品を第 1 4 類「宝飾品，身飾品，宝玉及びその原石並びに宝玉の模造品，貴金属，皮革製キーホルダー，その他のキーホルダー，宝石箱，記念カップ，記念たて，貴金属製靴飾り，皮革製時計バンド，その他の時計」，第 1 8 類「ハンドバッグ，皮革製かばん類，その他のかばん類，皮革製カード入れ，皮革製キーケース，皮革製名刺入れ，その他の皮革製袋物，その他の袋物，携帯用化粧道具入れ，かばん金具，がま口口金，蹄鉄，皮革製包装用容器，愛玩動物用被服類，傘，ステッキ，つえ，つえ金具，つえの柄，乗馬用具，皮革」及び第 2 5 類「帽子，その他の被服，履物，ガーター，靴下止め，ズボンつり，バンド，ベルト，仮装用衣服，運動用特殊衣服，運動用特殊靴」とする商標登録出願をしたが，拒絶査定を受け，これに対する不服の審判を請求した。

特許庁は，本願商標は，自他商品の識別標識としての機能を果たし得ないものというべきであり，需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができないものであるから，商標法 3 条 1 項 6 号に該当し，登録を受けることができないとして，上記審判の請求は成り立たないとする本件審決をした。

原告は，本件審決の取消しを求め，本願商標に自他商品の識別標識としての機能がないとした判断の誤りを取消事由として主張した。

本判決は，「商標の本質は，自己の業務に係る商品又は役務と識別するための標識として機能することにより，この自他商品の識別標識としての機能から，出所表示機能，品質保証機能及び広告宣伝機能等が生じるものである。同法 3 条 1 項 6 号が，「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標」を商標登録の要件を欠くと規定するのは，同項 1 号ないし 5 号に例示されるような，識別力のない商標は，特定人によるその独占使用を認めるのを公益上適当としないものであるとともに，一般的に使用される標章であって，自他商品の識別力を欠くために，商標としての機能を果たし得ないものであることによるものと解すべきである。」とした上，「本願商標は，高級ブランドの既製服の店を表す普通名詞として認識される「BOUTIQUE」の欧文字にありふれた数字「9」を併せて，その間に 1 文字分のスペースを空けて，標準文字で表記したものである。…本願商標の指定商品…の多くが「BOUTIQUE（ブティック）」に

において販売されている商品であるから、「BOUTIQUE」をその指定商品に使用したとしても、この部分から自他商品の識別標識としての称呼、觀念が生じるとは認め難い。他方、1文字の数字の「9」は、そのみでは、「極めて簡単で、かつ、ありふれた標章」（商標法3条1項5号参照）といわざるを得ないものである。そうすると、本願商標を「BOUTIQUE」、「ブティック」において販売されている商品に使用する場合に、自他商品の識別標識としての機能を有するものとはいえない。」として、「本願商標「BOUTIQUE 9」をその指定商品に使用する場合には、自他商品の識別力を欠くために、商標としての機能を果たし得ないものであるから、「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標」として、商標法3条1項6号に該当する。」と判断し、原告の請求を棄却した。